

＜法改正事項＞

被改正法律・項目		施行期日
女 活 法	行動計画策定・情報公表義務の対象拡大 (301人以上→101人以上)	公布後3年以内の政令で定める日(令和4年4月1日)
	その他(情報公表の強化・勧告違反の公表、プラチナえるぼし、 報告徴収等の対象拡大)	公布後1年以内の政令で定める日(令和2年6月1日)
労 働 施 策 総 合 推 進 法	国の施策へのハラスメント対策の明記	公布日
	国、事業主及び労働者の責務	公布後1年以内の政令で定める日
	雇用管理上の措置義務の新設	公布後1年以内の政令で定める日 ※ 中小事業主は、公布後3年以内の政令で 定める日(令和4年3月31日)までは努力義務
	事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止	公布後1年以内の政令で定める日
	紛争解決援助・調停、措置義務等の履行確保(報告徴収、公表規定整備)	公布後1年以内の政令で定める日 ※ 中小事業主は、措置義務については、公布後3年 以内の政令で定める日までは対象外
均 等 法	国、事業主及び労働者の責務	公布後1年以内の政令で定める日
	事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止	
	他社の措置義務の実施への協力(努力義務)【セクハラのみ】	
	調停の意見聴取の対象拡大	
	男女雇用機会均等推進者の選任努力義務	
育 介 法	国、事業主及び労働者の責務	公布後1年以内の政令で定める日
	事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止	

＜省令改正事項＞

行動計画策定(状況把握・数値目標)	令和2年4月1日 (対象拡大に関するものは令和4年4月1日)
-------------------	-----------------------------------